2　前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、公庫が定める。

3　第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項第六号	掲げる業務	掲げる業務及び農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十五条第一項に規定する業務
第十二条第一項	掲げる業務	掲げる業務及び農業競争力強化支援法第二十五条第一項に規定する業務
第三十一条第二項第一号ロ及び第四十一条第二号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は農業競争力強化支援法第二十五条第一項に規定する業務
	同項第五号	同法第二十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第五十三条	同項第五号	農業競争力強化支援法第二十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、農業競争力強化支援法
第六十四条第一項第四号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は農業競争力強化支援法第二十五条第一項に規定する業務
	同項第五号	同法第二十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び農業競争力強化支援法第二十五条第一項
別表第二第九号	又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務	若しくは別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業競争力強化支援法第二十五条第一項に規定する業務

（債務の保証）

第二十六条　公庫は、公庫法第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一　認定事業再編事業者（中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。）が認定事業再編計画に従って海外において事業再編を実施するために必要な長期の資金であって農林水産大臣、経済産業大臣及び財務大臣が指定するものの借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。次号において同じ。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。同号において同じ。）を行うこと。

二　認定事業参入事業者（中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。）が認定事業参入計画に従って海外において事業参入を実施するために必要な長期の資金であって農林水産大臣、経済産業大臣及び財務大臣が指定するものの借入れに係る債務の保証を行うこと。

2　前項の規定による債務の保証は、公庫法の適用については、公庫法第十一条第一項第二号の規定による公庫法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第四款　株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う事業再編等支援業務

（出資等）

第二十七条　支援機構は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号。第三十条において「支援機構法」という。）第二十一条第一項第一号から第十五号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　支援対象事業再編等事業者（認定事業再編事業者及び認定事業参入事業者（以下「認定事業再編等事業者」という。）のうち第二十九条第一項の規定により支援の対象となったものをいう。以下同じ。）に対する出資

二　支援対象事業再編等支援団体（認定事業再編等事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体（以下「事業再編等支援団体」という。）のうち第二十九条第一項の規定により支援の対象となったものをいう。次号及び第八号において同じ。）に対する出資

三　支援対象事業再編等支援団体に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出

四　支援対象事業再編等事業者に対する資金の貸付け

五　支援対象事業再編等事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号において同じ。）及び支援対象事業再編等事業者が保有する有価証券の取得

六　支援対象事業再編等事業者に対する金銭債権及び支援対象事業再編等事業者が保有する金銭債権の取得

七　支援対象事業再編等事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

八　支援対象事業再編等支援団体が行う第二号の資金供給その他の支援に関する指導、勧告その他の措置

九　事業再編又は事業参入を実施し、又は実施しようとする事業者に対する専門家の派遣

十　事業再編又は事業参入を実施し、又は実施しようとする事業者に対する助言

十一　前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十二　事業再編及び事業参入並びに認定事業再編等事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動（次条第一項において「事業再編等事業活動」という。）を推進するために必要な調査及び情報の提供

十三　前各号に掲げる業務に附帯する業務

（事業再編等支援基準）

第二十八条　農林水産大臣は、支援機構が事業再編等事業活動の支援（前条第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「事業再編等支援」という。）の対象となる認定事業再編等事業者又は事業再編等支援団体及び当該事業再編等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下「事業再編等支援基準」という。）を定めるものとする。

2　事業再編等支援基準は、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現に資することを旨として定めるものとする。

3　農林水産大臣は、事業再編等支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、事業再編等支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣（次条第三項及び第四項において「事業所管大臣」という。）の意見を聴くものとする。

4　農林水産大臣は、事業再編等支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。